

■ 幼児教育振興アクションプログラム（平成18年10月4日 文部科学省）

本文より抜粋

○各都道府県及び各市町村においては、本プログラムを踏まえ、既に策定されている幼児教育の振興に関する政策プログラム（以下「政策プログラム」という。）の活用も図りつつ、地域の実情等を考慮した政策プログラムを策定又は改定することが望ましい。

特に、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針にある「幼児教育の充実」の内容を充実させるためにも、その策定に努めることとする。

7つの施策の柱

1. 幼稚園・保育所の連携と認定こども園制度の活用促進

幼稚園教諭・保育士の資格の併有促進や研修の充実等を進めることにより幼稚園と保育所の連携を一層促進するとともに、認定こども園の制度化を踏まえた施策の充実を図る。

2. 希望するすべての幼児に対する充実した幼児教育の提供

幼児期の発達特性に照らして、幼児の自発的な活動としての「遊び」を重要な学習として位置づけ、教員による組織的・計画的な指導を「環境を通して行う」幼児教育の基本に立って、その活動を一層充実する。併せて、教育機会の確保、教育環境の充実、障害のある幼児に対するきめ細かな対応の推進、保護者負担の軽減等の施策を進めることにより、これまでに策定された幼稚園教育振興計画等の経緯をふまえつつ、入園を希望するすべての満3歳児～5歳児への幼児教育の機会を確保する。

3. 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

幼児教育と小学校教育との連携を推進するとともに、未就園児の円滑な幼稚園就園を進めることにより、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図る。

4. 教員の資質及び専門性の向上

幼稚園教員の養成・採用・研修の各段階における施策を充実させ、教員の資質及び専門性を向上させることにより、幼児教育の水準の維持・向上を図る。

5. 家庭や地域社会の教育力の再生・向上

幼稚園、認定こども園が「親と子の育ちの場」としての役割を担い、子育て支援機能等を充実させることにより、家庭や地域社会の教育力の再生・向上を図る。

6. 生涯学習振興施策における家庭や地域社会の教育力の再生・向上

きめ細かな家庭教育の支援や地域における子どもの育ちの環境の改善を図る生涯学習振興施策を進めることにより、家庭や地域社会の教育力の再生・向上を図る。

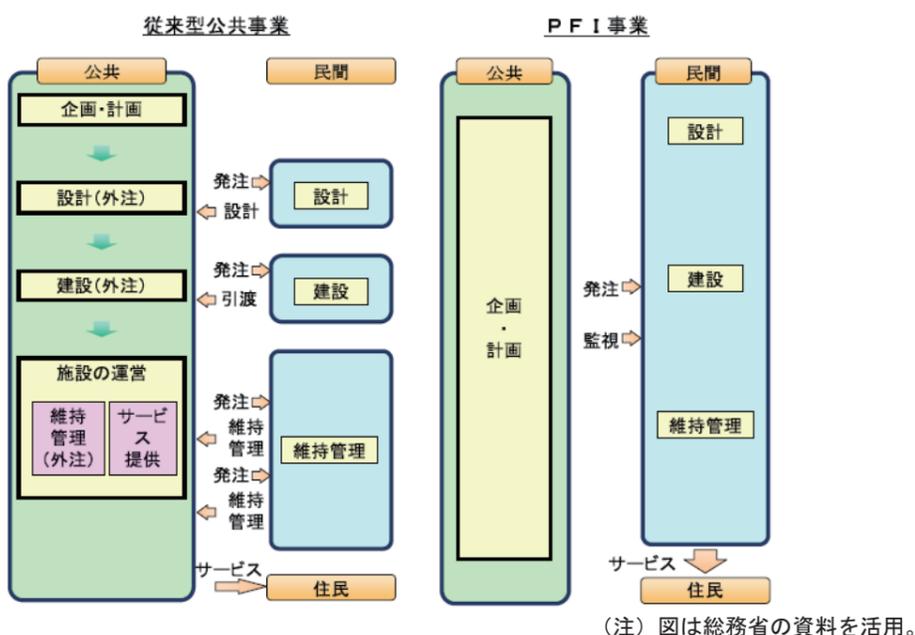
7. 幼児教育を地域で支える基盤等の強化

地域の人材の活用、幼児教育の質の向上のための評価等の推進、幼児教育を推進しやすい行政体制の構築等を進めることにより、幼児教育を地域で支える体制を強化する。

■ PFI (Private Finance Initiative) とは・・・公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し社会資本整備を図る事業手法

■ PFI の特色

(1) 一括発注、長期契約と性能発注（市が求める性能水準のみを規定した発注のこと。縛りが少ないほど、民間の創意工夫の発揮が実現しやすくなると言われている。）を行うこと。



(2) VFM(Value for Money) による評価を行うこと。

VFM(バリュー・フォー・マネー)とは、税金での支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方のこと。従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。

○ <公共サービス水準を同一に設定した場合のVFM>

公共が従来型の方法で実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値(PSC: Public Sector Comparator)と、PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値(PFI・LCC: Life Cycle Cost)の差額を用いて、次の計算式に基づいて表示。 $VFM(\%) = (PSC - LCC) \div PSC \times 100$

○ライフサイクルコスト

計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。

■ 地方公共団体の資産債務改革の位置付け

行政改革の基本方針（平成17年12月24日閣議決定）

5 政府資産・債務改革

(5) 地方における取組

地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組む。各地方公共団体の資産・債務の実態把握、管理体制状況を総点検するとともに、改革の方向と具体的施策を明確にする。総務省は、各地方公共団体と協議しつつ、目標と工程表の作成などの改革を推進するよう要請する。

簡素で効率的な政府を実現するための

行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）

(地方公共団体における取組)

第六十二条 地方公共団体は、第五十八条から第六十条までの規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 一 当該地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。
- 二 当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。

2政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006

(平成18年7月7日閣議決定)

第3章 財政健全化への取組

1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組

(3) 改革の原則と取組方針

原則6「資産圧縮を大胆に進め、バランスシートを縮小する」

・最大限の資産売却を進める。資産売却収入は原則として債務の償還に充当し（ストックはストックへ）、債務残高の縮減に貢献する。また、資産債務を両建てで縮減し、金利変動リスクを軽減する。地方にも同様の改革を要請する。

2. 「簡素で効率的な政府」への取組

(資産・債務の管理に必要な公会計制度の整備)

・資産・債務の管理に関し、政府においてこれまでに整備されてきた財務書類の一層の活用を図るとともに、国、地方、独立行政法人等の財務情報の整備を一体的に推進する。

地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針

(平成18年8月31日総務事務次官通知)

第3 地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）

1. 公会計の整備

～略～

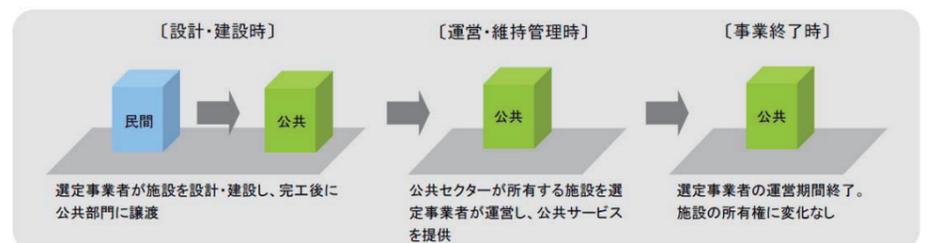
2. 資産・債務管理

地方公共団体の資産・債務管理については、各団体において債務圧縮や財源確保を図るため、未利用財産の売却促進等に取り組んでいるところであるが、簡素で効率的な政府を実現し、債務の増大を圧縮する観点から、地方も国と同様に資産債務改革に一層積極的に取り組むことが必要である。行政改革推進法第62条第1項においては、地方公共団体においても国の資産・債務管理に関する規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、資産・債務の実態把握や管理体制の状況を確認するとともに、資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定することとされている。国においては、国有財産の売却等により国の資産（道路、河川等の公共用財産等を除く。）の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用しつつ、資産・債務の管理の在り方を見直すこととされており、上記の改革の具体的内容、手順及び実施時期を平成18年度中に策定、公表することとされている。以上を踏まえ、各地方公共団体においては、財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、国の資産・債務改革も参考にしつつ、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を3年以内に策定すること。

(3) 所有形態別の類型

例：BTO方式

(Build (設計・建設) - Transfer (建物の所有者移転) - Operate (管理・運営)) 方式



(注) 絵は総務省の資料を活用。

※BT方式は、事業期間にO(管理運営)を含まないため、事業期間が短いのが特徴。基本的には、資金調達から設計・建設までを一括して民間事業者注文し、建設終了後、完成品を市が買い取る。